

認定合意書

製材の J A S 認定申請者 _____（以下「甲」という。）と
一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下「乙」という。）は、甲が乙に認定申請書を提出するに
あたり、下記事項について、認定合意書を締結する。

記

第 1 条（甲の義務）

甲は、乙に認定申請書を提出するに当たり、乙が求める認定に関する要求事項を遵守し、認定を
希望する製品の評価に必要な全ての情報を提供するとともに、乙が行う認定に関する全ての業務に
協力すること。

2. 甲は、乙が定める認定業務規程（以下「規程」という。）第 35 条（認定事業者の義務）の第 1 項
（別紙 1）に係る要求事項を遵守すること。

第 2 条（乙の責務）

乙は、規程第 3 条の認定業務の方針により、公平、公正に認定業務を行い、甲から得られる情報
の機密保持については、規程第 16 条（別紙 2）に基づき、適正に対処すること。

2. 乙は、甲の認定後の監査については、規程第 36 条の第 1 項（別紙 2）に基づき適正に行うこと。
3. 乙は、甲から持ち込まれた苦情、異議申し立て及び紛争については、規程 44 条の第 1 項（別紙
2）により適正に処理すること。

第 3 条（有効期間）

本合意書の有効期間は、甲が認定品目の廃止を届け出し、乙が受理した日から 30 日経過した日、
又は甲が乙により認定品目を取り消された日までとする。

第 4 条（定めのない事項）

本合意書に定めのない事項及び本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意
をもって協議し、その解決を図るものとする。

第 5 条（その他）

本合意書の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ各 1 通を保持する。

平成 年 月 日

甲 所在地： _____

名 称： _____

代表者役職名及び氏名：

_____ (印)

乙 東京都千代田区永田町 2 丁目 4 番 3 号

一般社団法人全国木材検査・研究協会

理 事 長 後 藤 隆 一 (印)

認定合意書の甲（認定申請者）の義務

（認定事業者の義務）

第 35 条 全木検は、製造業者等を認定する際に、認定事業者の義務として、以下の事項を求めるものとする。

- （1）認定に係る事項が、認定の技術的基準の要求事項並びに全木検の要求事項に適合するよう維持すること及び格付される製品が継続して J A S 規格を満たすこと。
- （2）格付の表示に係る J A S 法の規定を遵守すること。
- （3）農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣による報告の請求を拒否、虚偽の報告又は農林水産大臣若しくは農林水産消費安全技術センターの立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- （4）認定事項を変更する場合は、変更内容について事前に全木検に届け出て、その指示に応じること。
- （5）該当する製品の製造事業等を廃止しようとする場合又は認定の継続を望まない場合は、事前に全木検に届け出てその指示に応じること。
- （6）認定を受けている旨の広告又は表示等の表明を行うときは、認定に係る農林物資以外の製品について全木検の認定を受けていると誤認させ、又は全木検の認定の審査内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。また、認定証の写しを取引先等に提供する場合は、複製である旨を明記（複製、コピー、写し等）し、全てを複製すること。
- （7）認定を受けている旨の広告又は表示等の表明を行うときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- （8）全木検が、（6）又は（7）の規定に違反すると認めて表明の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- （9）（6）又は（7）のほか、他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について全木検の認定を受けていると誤認させ、又は全木検の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないように努めること。
- （10）前年度の月別格付実績表に年度合計を付して、毎年 4 月 15 日までに全木検に報告すること。
- （11）全木検が行う審査及び監査において、必要な製品検査、品質システム及び格付システム等に関係する全ての施設への立ち入りと記録の閲覧及び報告に応じるとともに、全木検との面接のための準備を行うこと。
- （12）全木検が認定に係る監査によらない必要な調査が生じた場合も（11）と同様に応じること。また、この結果、必要な場合には格付の表示の中止又は該当製品の格付の表示の抹消の要請に応じること。
- （13）認定事業者が（1）から（11）までの号に違反し、又は（12）の調査を拒否、妨害若しくは忌避したときは、全木検は認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- （14）認定事業者が、（13）の請求に応じないときは、全木検はその認定を取消すこと。
- （15）認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、認定に関する全ての表示を中止するとともに、該当製品の格付の表示の抹消を行い、認定証等の返却をすること。
- （16）製品の格付に関連して持ち込まれた苦情に対して、適切な処置及び処理責任を負うとともに、

その記録を全木検の求めに応じて、利用させること。また、これらの苦情及び認定要求事項への適合性に影響を与える製品の不備に関して、該当製品の格付の表示を抹消する等の適切な処置をとり、文書化すること。

(17) 認定事業者が行う格付において、格付を担当する者は、J A S法令が改正になった場合又は定期的（3年毎）に全木検の研修会等を受講すること。

(18) 認定事業者が自ら格付のための検査を行う場合、全木検が検査の信頼性を確認するための検査の求めに応じること。

(19) 認定事業者は債務決済（認定手数料等）を支払期日に履行すること。

(20) 全木検が次の事項を公表すること。

ア 認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類及び区分、認定に係る工場の名称、所在地、認定の年月日、認定番号及び格付の表示の表示範囲

イ (13) による請求をしたとき又は認定を取消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由

ウ 格付に関する業務を廃止したときは、当該農林物資の種類及び区分並びに廃止年月日

(21) 日本農林規格の改正、国又は全木検の認定の基準の変更が行われた場合には、全木検の指示に従うこと。

認定合意書の乙（全木検）の責務

（機密保持）

- 第 16 条 全木検の役職員、全木検の指揮のもとに活動する各種委員会並びに外部の機関又は個人を含む全ての関係者は、別に定める「認定等事業における機密保持細則」に基づき、認定に関する業務の遂行上知り得た情報を外部へ開示し又は自己の利益に使用してはならない。
- 2 J A S 法及びその他の法律で求められる場合を除き、特定の製品、特定の認定申請者又は認定事業者に関して、認定に関する業務の遂行上知りえた情報は、当該認定申請者又は当該認定事業者の書面での同意がない限り第三者に開示してはならない。
- 3 J A S 法及びその他の法律で第三者に情報を開示する場合は、その情報を当該認定申請者又は認定事業者へ通知するものとする。
- 4 認定申請者又は認定製造業者等に係る第三者からの苦情又は農林水産省からの不適合の情報等についても、機密情報として取り扱うものとする。

（監査）

- 第 36 条 全木検は、認定製造業者等が、その後も継続して、当該農林物資の認定の技術的基準を満たしていること並びに J A S 規格に適合する製品を、供給する能力を維持していることの確認のための監査を行う。

この監査の手順は、第 23 条から第 28 条までの審査の手順に準ずるものとし、対象認定工場等と事前打合せのうえ、別記様式 9 に定める監査のための調査計画書を作成・送付して、別に定める「監査実施要領」に基づき、定期監査の手順に従って、認定工場等の書類審査及び実地調査を行うとともに、製品検査実施要領に基き、J A S 格付製品の J A S 規格への適合性の検査を行う。

その適合性については、検査員及び審査員は別記様式 10-1 の監査報告書並びに別記様式 7-1 の製品検査結果報告書（サーベランスの結果報告書として活用する。）により理事長に報告し、理事長はその内容を認定事業者へ速やかに別記様式 10-2、7-2 をもって通知するものとする。

（苦情及び異議申し立ての処理）

- 第 44 条 全木検は、認定申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申し立て及び紛争について、別に定める「苦情・異議申し立て及び紛争処理要領」に従って処理するものとする。